

消表対第106号
平成22年4月8日

株式会社山方屋
代表取締役 山方 義孝 殿

消費者庁長官 内田 俊一

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、株式会社益正グループ（以下「益正グループ」という。）を通じて販売する牛の内臓を袋詰めした商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第1号の規定に違反する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品について、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシールにおいて行った「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」との表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに周知しなければならない。この周知の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社山方屋（以下「山方屋」という。）は、福岡市博多区美野島二丁目2番16号に本店を置き、食品の製造販売業を営む事業者である。
- (2) 益正グループは、福岡市中央区大手門一丁目4番1号に本店を置き、食品の通信販

売業を営む事業者である。

- (3) ア 山方屋は、宮崎県に所在すると畜事業者から仕入れた牛の内臓を包装袋に詰め、当該包装袋にシールを貼付して、本件商品を製造しており、益正グループは、山方屋から本件商品を仕入れた上で、当該シールの表示内容を変更することなく、本件商品を「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称して、また、本件商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせたものを「日本一宮崎牛もつ鍋「極」」と称して、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、益正グループがインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、広告を行い、これらの広告を見た一般消費者から注文を受け、販売していた。

イ 山方屋は、本件商品の包装袋に貼付したシールの表示内容を決定している。

ウ 「宮崎牛」と表示して販売できるのは、最長飼育地が宮崎県の黒毛和種の牛のうち、社団法人日本食肉格付協会による格付において、肉質等級が4等級以上のもので、かつ、血統が明らかなものの正肉（以下「宮崎牛」という。）であるところ、宮崎牛は一般的に高級品として認識されている。

また、一般に、宮崎牛が得られた牛が解体される場合、解体された内臓について、牛の品種の区別はされず、10数頭分をひとまとめにした状態で管理され、鮮度確保のため速やかに出荷されている。このように、解体後の内臓は、牛の品種や正肉の格付とは無関係に管理されており、内臓についてその正肉が宮崎牛と認められる牛のものであるかどうかは特定できない。

- (4) 山方屋は、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシール（別添写し）において、「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、本件商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように表示していたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、山方屋は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別添写し



品名 BW34A
宮崎牛ホルモン

保存温度 -18℃
加工日 **09.6.10**
消費期限 **10.6.10**

150
重量 (g)

(株) 山方屋 
福岡市博多区美野島2丁目2-16
TEL092-431-2983 FAX092-473-6394



品名 BW34A
宮崎牛ホルモンmix

保存温度 -18℃
加工日 **09.7.16**
消費期限 **10.7.15**

150
重量 (g)

(株) 山方屋 
福岡市博多区美野島2丁目2-16
TEL092-431-2983 FAX092-473-6394